

各種申請はお早めに

後期高齢者医療制度についてのお知らせ

保険料の納入通知について

本年度の後期高齢者医療保険料額は、平成28年中の所得を基に決定されます。対象者には7月14日に通知書を郵送しますが、送付される通知書は保険料の納め方によって異なります。詳細は通知書に記載されていますが、不明な点がありましたら、お問い合わせください。

保険料の減免について

天災やそのほかの特別な事情などで、医療機関などの窓口負担や、保険料の納付が著しく困難になった場合は、申請により保険料の減免を受けられることがありますので、早めにご相談ください。

後期高齢者医療被保険者証の更新

後期高齢者医療被保険者証が8月1日から更新されます。新しい被保険者証（薄緑色）は、7月下旬に郵送しますので、お手元に届き次第、記載内容を確認の上、誤りがありましたら申し出ください。有効期限は平成31年7月31日までです（保険料の滞納等により納付相談の必要な人や、所得の更正および世帯構成の変更により負担割合が変更になる人については、有効期限および更新時期が異なる場合があります）。

現在お使いの被保険者証は、平成29年8月1日以降に国保年金課後期高齢者医療係か、岩木・相馬総合支所民生課窓口まで返還するか、裁断の上、破棄してください（郵送による返還もできます）。

また、平成28年中の所得状況等により、8月1日から医療機関窓口での自己負担割合が変更になる場合があります。



弘前のいろいろなことについてのクイズだよ。答えはどこかのページに隠れているから探してね！

【質問】

弘前には春夏秋冬いろいろなおまつりがあるけど、次のうち弘前に存在しないおまつりはどれかな？

- ①弘前さくらまつり
- ②弘前ねぶたまつり
- ③弘前城菊と紅葉まつり

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

認定証（白色）を医療機関の窓口で提示すると、1ヶ月当たりの医療費の自己負担額や入院時の食事代が減額されます。

▽交付対象者 次の①または②に該当する人は、申請により認定証の交付を受けることができます。

①低所得区分Ⅱに該当する人…世帯員全員が市民税非課税の人

②低所得区分Ⅰに該当する人…世帯員全員が市民税非課税の人のうち、世帯全員の各所得が0円（公的年金の場合は、収入が年額80万円以下）である世帯に属する人および老齢福祉年金受給者

▽申請方法 新たに①または②と判定された人にはお知らせと申請書を送付しますので、手続きをしてください。

※既に交付を受けている人の認定証の有効期限は7月31日です。平成28年中の所得状況などにより引き続き①または②と判定された人には、7月下旬に新しい認定証を送付しますので、申請手続きは必要ありません。なお、世帯に平成28年中の収入申告をしていない人がいる場合は、認定証を交付できませんので、世帯員全員の申告をしてください。

▽申請に必要なもの 持参する場合…申請書、印鑑（スタンプ印不可）、マイナンバーが分かるもの（通知カードまたは個人番号カード）、本人確認書類（官公庁発行の顔写真付き身分証明書など）

▽申請場所 国保年金課後期高齢者医療係／岩木・相馬総合支所民生課

※郵送の場合は、国保年金課後期高齢者医療係（〒036・8551、上白銀町1の1）へ。

地震から命を守るために

木造住宅耐震についてのお知らせ

木造住宅耐震診断支援事業

建築基準法に基づく現行の新耐震基準は、昭和56年に導入されましたが、過去の震災や熊本地震では、旧耐震基準で建築されたものに大きな被害が発生しました。地震に対する住宅の安全性に関する意識を高め、木造住宅の耐震化を促進するため、住宅の所有者等が希望する場合に、市が専門知識を有する耐震診断員を派遣し、耐震診断を行います。

▽対象住宅 市内にある、①～④の要件すべてに該当する住宅

①昭和56年5月31日以前に建築されたもの

②一戸建ての専用住宅または併用住宅（延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつそのほかの用途に供する部分の床面積が50m²以下であるものに限る）で地上階数が2以下のもの

③一般構法（在来軸組構法）または伝統的構法によって建築された木造住宅であること

④現在、居住している住宅であること

▽対象者 対象住宅を所有し、かつ、当該住宅に居住する者（親族を含む）

▽診断費用 申込者負担として、1戸あたり8,000円（延べ面積が200m²以下の場合）

※200m²を超える場合は400m²を上限に、申込者負担の増額で対応します。

▽募集戸数 10戸（先着順）

木造住宅耐震改修促進事業費補助金

住宅の耐震化を促進するため、耐震改修工事または

建替え工事に要する経費の一部を補助します。

▽対象住宅 市内にあり、「木造住宅耐震診断支援事業」の対象要件①～③および下記の要件④⑤のすべてに該当する住宅

④耐震診断により倒壊する可能性があると診断されたもの（過去に耐震診断を行った住宅を含む）

⑤耐震診断以降、増改築されていないもの

▽対象者 次の①および②の要件すべてに該当する者

①対象住宅を所有し、かつ、当該住宅に居住する者（親族を含む）

②平成28～29年度まで市税等の滞納がない者

▽対象工事

①耐震技術者（青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者）が耐震改修計画を作成し、工事監理を行う工事（住宅全体の上部構造評点が1.0以上となる工事）または建替え工事

②市内に本店を有する施工業者が行う工事

※補助金の交付決定前に着手した工事は除きます。ほかにも条件がありますので、申請を希望する人は申請書類を準備する前にお問い合わせください。

▽補助金額 補助対象経費に23.0%を乗じて得た額または82万2,000円のいずれか少ない額

▽募集戸数 2戸（先着順）

～共通事項～

▽募集期間 7月3日～11月30日

※申請書は市ホームページに掲載しているほか、建築指導課（市役所新館4階）で配布。

■問い合わせ先 建築指導課（☎ 40・7053）

弘前っ子の作品

平成28年度弘前地区小・中学校美術展で受賞した作品を広報ひろさきで8回に分けて紹介します。子どもたちの夢、楽しい思い出、豊かな心をご覧ください。
■問い合わせ先 教育センター（☎ 26・4803）



コメント

うんどうかいの玉入れで、いっぱい玉を入れたくて、うでいっぱいのばしました。